

## 生活困窮者就労訓練事業 事例1 【篠原の里】

### 生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業実施について

1. 現状 現在富の里及び篠原の里は、生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）に基づき、福岡県知事より生活困窮者就労訓練事業所の認定（平成27年9月18日付）を受けている。
2. 内容 この就労訓練事業とは、生活困窮者の一般就労と福祉的就労（障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型等）との間に位置する就労の形態。
3. 対象 自立相談支援機関（糸島市福祉支援課）が実施するアセスメントにおいて、将来的に一般就労が可能と認められるが、一般就労に就くうえで、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断されたものであって、福祉事務所設置自治体（糸島市）による支援決定を受けた者。

4. 方法 就労条件として、「雇成型」と「非雇成型」にわかれ、「雇成型」は労働基準関係法令の適用対象。「非雇成型」は労働者性がないと認められる限りにおいて、労働基準関係法令上の適用対象外。（安全衛生面、災害補償面については適切な配慮が必要）

#### 就労支援担当者の配置

- ① 就労支援プログラムを策定
- ② 対象者の就労等の状況を把握、必要な相談、指導及び助言を行う
- ③ 自立相談支援機関、法に規定する就労準備支援を行う者、ハローワーク等の関係者との連絡調整を行う
- ④ 対象者に対する就労等の支援について必要な措置を講じる

#### 就労支援プログラムを通じた状況把握及び評価

自立支援機関の関与の下、個々の対象者について、就労訓練事業における就労の実施内容、目標等を記載した就労支援プログラムを作成

5. 経緯 現在自宅で引きこもりの53歳男性（精神科受診中）。高校中退し職を転々としていたが、ここ8年間は就労していない。糸島市福祉支援課がアセスメントを実施、就労訓練事業の活用を本人にさせたいと依頼があり、「非雇成型」で活用いただく方向を検討（訓練内容及び報奨金等）。平成28年11月28日（月）に富の里及び篠原の里の見学を本人が行い、その後就労訓練事業を受けるどうか判断をしていただく運びとなる。（結果、篠原の里で就労訓練事業実施）

6. 効果 この就労訓練事業に取り組むことで、ご本人の就労意欲向上の他、地域における公益的な取組につながる。
7. 実施状況 平成 28 年 12 月～平成 29 年 1 月にわたり、計 13 日間施設の床材であるカーペットタイルの取り換え及び清掃等を行いながら、周囲（職員や利用者）とのコミュニケーションが図れるようになった。その中で社会性の取得や業務遂行による責任感が回を重ねるごとにみられ、結果本人にとって仕事に対する意欲醸成の一助につながっていったように感じている。
8. 終結 訓練終了後は、近隣の就労継続支援事業所（B型）の利用につながった。